

18 世紀中期における御用木伐出と地域社会 —武蔵国秩父郡大滝を事例に—

お茶の水女子大学 院生 和田 麻子

本報告は、18 世紀中期における幕府の御用木伐出を分析し、権力の介入が地域社会をどのように変容させたのか、考察を試みるものである。

幕府や藩は土木・建築などに使用する材木の確保を目的として、御林と称される用材林を設定していた。古大滝・新大滝・中津川の 3 ヲ村からなる武蔵国秩父郡大滝（現・埼玉県秩父市大滝）は、奥秩父の山々に囲まれた森林資源の豊富な地域であった。そのため大滝地域の山々の一部は 17 世紀末、幕府の御林に組み込まれ、以後、断続的に御用木の伐出が行われた。これにより大滝は、百姓が生計を立てるために利用する稼山と、幕府の御林とが混在する地域となったのである。

さて、幕府と諸藩の御林に関わる研究は戦後、木曾・飛騨・秋田などを取り上げて、幕府や藩の林業政策の変遷について分析が深められてきた。1980 年代後半からは、百姓が御林より伐出した材木で炭を作り、それを幕府に上納していた点など明らかにされ、山間地域における役負担の問題が着目されている。その結果、90 年代以降は役負担の問題を切り口として、当該地域における生業のあり方およびその変容の経過などが明らかにされるようになった。また近年は、伐出による資源の枯渇や獣害など、環境問題と関連させつつ分析が進むなど、御林の研究は多様な展開をみせている。

しかしながら、御林を介した幕府と地域社会との関係を、役負担の問題のみで語ることはできない。大滝では元文 2 年（1737）から宝暦 4 年（1754）に至り、御用木の伐出が行われている。それに端を発し、この地域では稼山をめぐる境界争論が生じていた。本報告では、境界争論に関わる原告・被告双方の文書を分析し、御用木の伐出という公権力の介入が地域社会をどのように変容させたのか、という問題について考察する。以下、各章の要点について記しておきたい。

第 1 章では、享保 18 年（1733）に起こった、稼山の入会をめぐる両大滝村と中津川村との境界争論について取り上げる。この争論において両大滝村は、中津川村が自村の稼山として主張する場所は、3 ヲ村入会の稼山であると反論した。争論は代官所に持ち込まれ、代官の見分をうけることになる。その結果、両大滝村の主張が認められるが、このときの判決が両大滝と中津川の間に禍根を残すことになる。

第 2 章では、元文～宝暦期における御用木の伐出と、幕府役人が実施した御林と稼山の境界見分について検討する。大滝には従来、「居山より一里半を稼山とする」という規定が存在し、両大滝村は居山の起点を「村から離れた山の先々」と認識していた。それが幕府役人の見分により、「焼畑野畔境」を起点とするように改められた。同様に、幕府は中津川村においても御林と稼山との間に境杭を立て、その境界を明確にする。これにより、大滝地域における稼山の範囲が縮小し、幕府の御林が拡大していく経過を跡づける。

第 3 章では、第 1・2 章での分析結果に基づきつつ、宝暦期に再燃した両大滝村と中津川村の、稼山の境界をめぐる争論について取り上げる。そして、両大滝村と中津川村それぞれの主張を整理し、両者はどのような思惑をもって争っていたのか、その内実を明らかにする。